

# FY2020活動計画

2020年7月



企業の資金調達の円滑化に関する協議会

CFTAJ Corporate Finance and Treasury Association of JAPAN

## FY2019から継続して取り組むテーマ

---

### ① 優先的に取り組むもの

- LIBORに代わる金利指標
- 社債市場の活性化（POT方式・マーケティング期間短縮）

### ② 環境変化や会員意見を踏まえ、必要に応じて取り組むもの

- ESG・SDGs
- 貸金業法規制の適用緩和

## その他個別テーマ

---

- リモートワークにおける財務活動の課題（書面・署名の電子化等）
- 財務オペレーションの効率化・高度化（RPA、Fintech等）
- 財務戦略（格付会社対応、金融機関政策、株主還元政策、調達戦略等）
- 財務人材の育成・ノウハウ継承
- グローバルキャッシュマネジメント（金融子会社の機能高度化）

## ①優先的に取り組むもの

| テーマ | LIBORに代わる金利指標  | 社債市場の活性化<br>(POT方式・マーケティング期間短縮)   |
|-----|--|---|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 19年度はフォールバック条項の参考例（サンプル）等に関する意見交換会を実施すると共に、会員の対応状況や関心事についてアンケートを実施。</li><li>➤ 20年度は会員間での更なる情報交換の機会の提供や、日本円金利指標に関する検討委員会の関係先との対話、また関係機関への意見表明等も想定し情報収集・外部への働きかけを継続する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ POT方式の導入本格化の動きに向けて、POT方式で起債経験のある事業会社との情報交換や、必要に応じて証券会社を招聘し論点・課題について意見交換を行うことも検討する。</li><li>➤ また、マーケティング期間短縮による起債運営の効率化についても併せてトピックの候補とする。</li></ul> |

## ② 環境変化や会員意見を踏まえ、必要に応じて取り組むもの

| テーマ | ESG・SDGs  | 貸金業法規制の適用緩和  |
|-----|---|--|
| 概要  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 19年度はSDGs経営のポイントや投資家動向・ESG債発行実務に関する半日のワークショップを開催。</li> <li>➤ 引き続き市場は過渡期にあり、新たな商品・調達手法も日々生み出されている状況。</li> <li>➤ ESG関連ファイナンスの動向は注視しながら、必要に応じて会員企業への情報提供や意見交換の機会を窺う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ これまで当会では貸金業法規制のグループファイナンスへの適用緩和について継続して外部への働きかけを行ってきた。</li> <li>➤ 2014年、2017年改正で貸金業法規制緩和は一定程度実現しており、現状関心事となっている企業（セクター）は限られているとの理解。</li> <li>➤ 従い、情報収集は継続しつつ、当会での取り組みについては会員企業のニーズも踏まえ必要に応じて行うこととする。</li> </ul> |

## テーマ候補

- リモートワークにおける財務活動の課題（書面・署名の電子化等）
- 財務活動の効率化・高度化（RPA、Fintech等）
- 財務戦略（格付会社対応、金融機関政策、株主還元政策、調達戦略等）
- 財務人材の育成・ノウハウ継承
- グローバルキャッシュマネジメント（金融子会社の機能高度化） 他

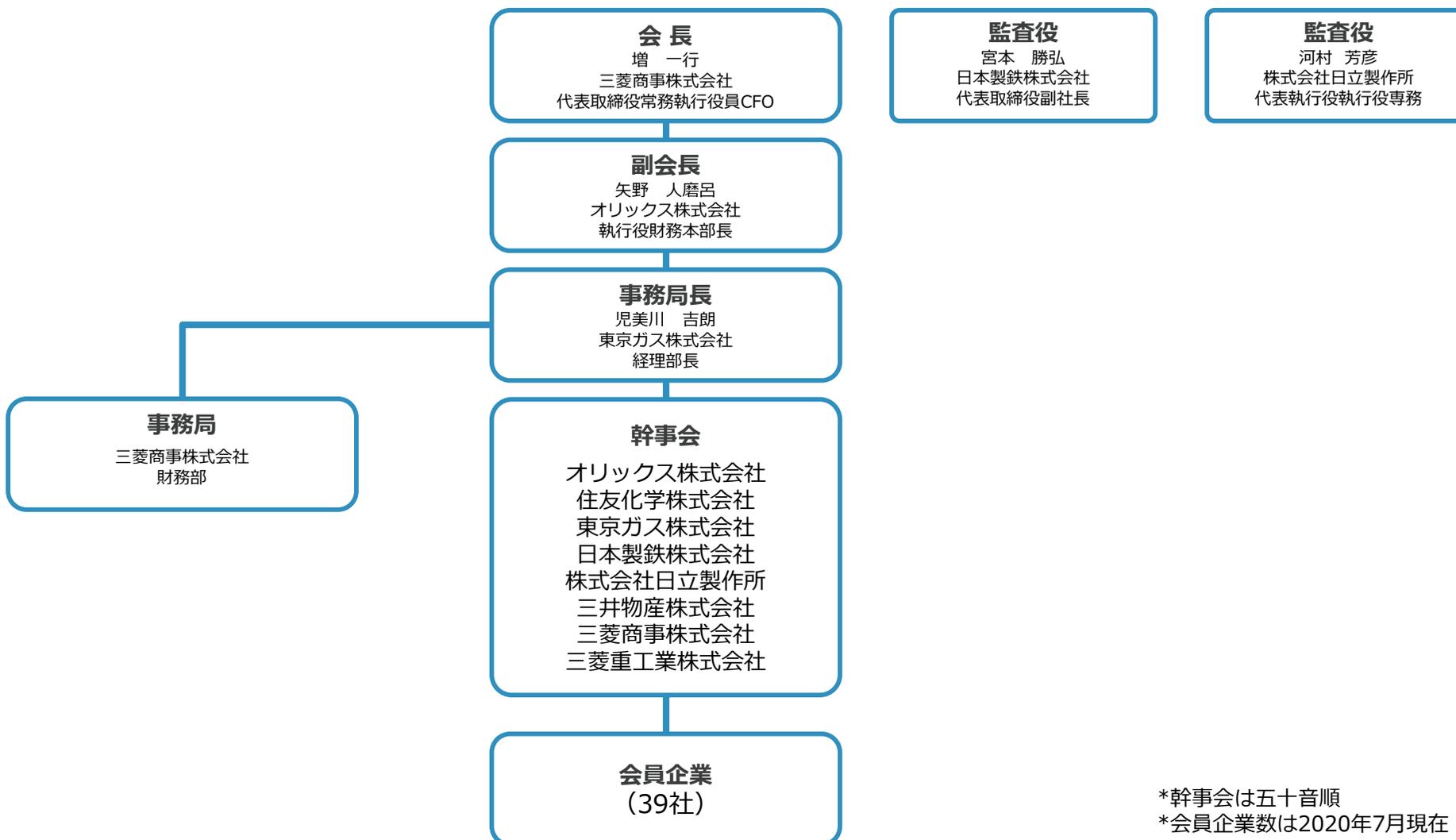
## 取り上げ 方法

- 会員企業のニーズを吸い上げ、内容に応じて情報交換会の実施や、外部への働きかけを行っていく。
- 特に、会員企業ごとにニーズが異なることも想定される為、テーマによって参加企業を振り分け、同様の関心事項を持つ企業間でディスカッション出来る機会を提供することも検討する。

# FY2020 運営体制



- 2020年7月の総会を以て、2020年8月1日より新体制となる予定です。
- 8社の企業で構成された幹事会は定期的に行われ、協議会の運営の中心的な役割を担います。



\*幹事会は五十音順  
\*会員企業数は2020年7月現在